

広島県立西条特別支援学校臨時休業等規定

1 悪天候の場合

(1) 臨時休業等の判断

○午前6時の時点で東広島市内に「警報」又は「特別警報」が発表されていることを基に校長が判断する。

※「警報」は、大雨や強風などによって重大な災害が起こるおそれのあるときに、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表される。

「警報」…大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮

「特別警報」…大雨・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮

(2) 臨時休業の連絡

○校長は午前6時に判断後、西条特支メール連絡システムで教職員・保護者へ連絡する。

○連絡システムで連絡できない保護者への連絡は各担任が行う。

(連絡できない保護者については年度初めに各担任に伝える)

○若草園・若草療育園への連絡は、午前7時までに教頭が行う。

(3) 臨時休業以外の対応

<登校時間の繰下げ>

午前6時の時点で「警報」又は「特別警報」は発表されているが、早期に解除される見通しがある場合等。

※連絡体制は(2)に同様とする。

<下校時間の繰上げ>

登校後の台風の急な進路変更や大雪等による被害が予想される場合、校長が判断し、下校時間の繰り上げを行う。

※保護者への連絡は各担任が行う。

2 悪天候以外の不測の事態の場合

○担任から緊急に保護者に連絡する。

3 送迎について

○保護者へ対応を依頼する場合がある。

○園生については通常の登下校時の対応と同様とする。

4 保護者への連絡方法

○担任は保護者の自宅電話及び携帯電話等の連絡先を把握しておく。